(b)　「SG4**」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

(i)　一年目から四年目までについては、二十九・八パーセント及び一キログラムにつき百二十円

(ii)　五年目から九年目までについては、二十三・八パーセント及び一キログラムにつき百五円

(iii)　十年目から十四年目までについては、十九・四パーセント及び一キログラムにつき九十円

(iv)　十五年目から十九年目までについては、十三・四パーセント及び一キログラムにつき七十五円

(v)　二十年目及びその後の各年については、

(A)　当該年の前年にこの12の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当該前年のものをそれぞれ一・九パーセント及び一キログラムにつき十円七十銭引き下げたもの

(B)　当該年の前年にこの12の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年のものをそれぞれ一パーセント及び一キログラムにつき五円引き下げたもの

(c)　この12の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時までに限って維持することができる。

(d)　日本国は、十九年目の後の連続する三会計年度の間この12の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらない場合には、その後は、この12の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

(e)　(i)　日本国は、(a)の規定にかかわらず、次のいずれかの条件が満たされる場合には、この12の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

(A)　自国において脱脂粉乳が国内的に不足していること。

(B)　自国において脱脂粉乳に対する国内需要の明らかな減少がないこと。

(ii)　日本国がこの12の規定に基づく農産品セーフガード措置をとる場合において、アメリカ合衆国が(i)に定める条件のいずれかが満たされていると信ずるときは、アメリカ合衆国は、次のことを行うことができる。

(A)　日本国に対し、日本国が(i)に定める条件のいずれも満たされていないと考える理由を説明するよう求めること。

(B)　日本国に対し、当該農産品セーフガード措置がとられた会計年度の残余の期間における当該農産品セーフガード措置の適用を停止するよう要請すること。

(f)　(a)(i)(A)の規定の適用上、適用される一年目の発動水準は、千メートル・トンに、分母を三百六十五とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決定される。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

13　ホエイ粉についての農産品セーフガード措置

(a)　日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SG4**」を掲げる品目に該当する原産農産品について、次の条件が満たされる場合にのみ、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。

(i)　一年目から四年目までについては、各年におけるアメリカ合衆国からの当該原産農産品の合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合

(A)　一年目については、(e)に定める発動水準

(B)　二年目については、千百メートル・トン

(C)　三年目については、千百七十五メートル・トン

(D)　四年目については、千二百五十メートル・トン

(ii)　五年目及びその後の各年については、アメリカ合衆国からの当該原産農産品及びＣＰＴＰＰの締約国（原署名国に限る。）からのＣＰＴＰＰ原産品であって日本国の表の「実施区分」欄に「SG4**」を掲げる品目に分類されるものの各年における合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合

(A)　五年目については、六千六百六十七メートル・トン

(B)　六年目については、七千メートル・トン

(C)　七年目については、七千三百三十三メートル・トン

(D)　八年目については、七千六百六十七メートル・トン

(E)　九年目については、八千メートル・トン

(F)　十年目については、八千五百メートル・トン

(G)　十一年目については、九千メートル・トン

(H)　十二年目については、九千七百五十メートル・トン

(I)　十三年目については、一万五百メートル・トン

(J)　十四年目については、一万千二百五十メートル・トン

(K)　十五年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を千メートル・トン引き上げたもの

(b)　「SG4**」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

(i)　一年目から四年目までについては、二十九・八パーセント及び一キログラムにつき七十五円

(ii)　五年目から九年目までについては、二十三・八パーセント及び一キログラムにつき四十五円

(iii)　十年目から十四年目までについては、十三・四パーセント及び一キログラムにつき三十円

(iv)　十五年目及びその後の各年については、

(A)　当該年の前年にこの13の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当該前年のものをそれぞれ二パーセント及び一キログラムにつき四円引き下げたもの

(B)　当該年の前年にこの13の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年のものをそれぞれ一パーセント及び一キログラムにつき二円引き下げたもの

(c)　この13の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時までに限って維持することができる。

(d)　日本国は、十四年目の後の連続する二会計年度の間この13の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらない場合には、その後は、この13の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

(e)　(a)(i)(A)の規定の適用上、適用される一年目の発動水準は、千百メートル・トンに、分母を三百六十五とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決定される。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

14　オレンジ（生鮮のものに限る。）についての農産品セーフガード措置

(a)　日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SG5」を掲げる品目に該当する原産農産品について、(b)に定める条件が満たされる場合にのみ、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。

(b)　日本国は、各会計年度の十二月一日から三月三十一日までの間のアメリカ合衆国からの(a)に規定する原産農産品の合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合にのみ、当該原産農産品に対して(a)の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(i)　一年目については、(f)に定める発動水準

(ii)　二年目については、三万七千五十メートル・トン

(iii)　三年目については、三万八千九百五十メートル・トン

(iv)　四年目については、四万八百五十メートル・トン

(v)　五年目については、四万二千七百五十メートル・トン

(vi)　六年目については、四万四千六百五十メートル・トン